

JFPAガイドライン（3）

化学消防ポンプ自動車

一般社団法人 日本消防ポンプ協会

化学消防ポンプ自動車は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）」によるものであること。

型別は次のとおりとする。

型別	ホイールベース	ポンプ性能	水槽容量	泡消火薬液槽
V 型	5m以上	A1級	2.3m ³ 以上	1.8m ³ 以上
IV 型	4m以上	A2級以上	2m ³ 以上	1.6m ³ 以上
III 型	4m以上	A2級以上	1.3m ³ 以上	1.2m ³ 以上
II 型	3.5m以上	A2級以上	1.3m ³ 以上	0.5m ³ 以上
I 型	3m以上	A2級以上	1m ³ 以上	0.3m ³ 以上

ポンプ の級別	放水性能			
	規格放水性能		高圧放水性能	
	規格放水 圧力(MPa)	規格放水 量(m ³ /min)	高圧放水 圧力(MPa)	高圧放水 量(m ³ /min)
A1	0.85	2.8 以上	1.4 (1.7)	2.0 以上 (1.4 以上)
A2	0.85	2.0 以上	1.4 (1.7)	1.4 以上 (1.0 以上)

()内：直列並列切換え型のポンプ

化学消防ポンプ自動車 I ～ V 型は、次によるものであること。

- 1 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)及び道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 車体は、登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 3 動力消防ポンプの部品材料及び艤装材料は、十分な強度及び耐久性を有するものを使用していること。
- 4 ボールコック付き呼称 75 mm以上の吸水口が設けてあること。
- 5 ボールコック付き呼称 65 mmの放水口が設けてあること。
- 6 ボールコック付きの中継口が設けてあること。
- 7 艤装材料は、十分な強度及び耐久性を有するものを使用していること。また、必要な箇所には滑り止め処置を施していること。
- 8 乗車定員は5名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 9 バッテリーの容量は、装備に十分なものであること。
- 10 水槽の材質及び強度については、『化学消防車等の安全基準』を満足するものであること。

- 11 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は防食加工を施し、水槽内部には必要に応じ有効な防波板を設けてあること。但し、防食加工の必要の無い材料においては、水槽内面の防食加工は不要とする。
- 12 水槽内部は清掃、塗替等に便利な構造であること。
- 13 水槽にはオーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあること。
- 14 水槽は、ポンプによる自己補給が可能であり、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ、配管には緩衝装置を施してあること。
- 15 泡消火薬液槽及び泡消火薬液が流動する部分の材質及び強度については、『化学消防車等の安全基準』を満足するものであること。
- 16 泡消火薬液槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように固定して設けられ、水圧試験において変形及び水漏れのない構造とし、泡消火薬液に対し耐食性に優れたもの又は表面に防食加工が施されたものであること。薬液槽内部は必要に応じ有効な防波板を設けてあること。
- 17 泡消火薬液槽は、内部の清掃に便利な構造であること。
- 18 泡消火薬液槽には、泡消火薬液注入口、通気管、泡消火薬液の取り出し口及び液量計を設け、底部に排液口を設けてあること。
- 19 泡消火薬液混合装置は、泡消火薬液の種類に応じ、適正な混合比を常に確保することができる構造であり、かつ、簡便に操作できるものであり、自動式のものにあつては手動でも操作できる構造であること。
- 20 泡消火薬液混合装置は洗浄が容易にできるものであること。
- 21 泡消火薬液混合装置の性能は、次の通りとする。

性能	個数					備考
	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	
最大混合能力(L/min 以上)	1200	1200	1200	1600	3000	
適正混合流量範囲(L/min)	500～ 最大	500～ 最大	最大の 1/3～最大			

- 22 泡消火薬液圧送用ポンプのあるものについては、当該ポンプの配管に安全弁を設けてあること。
- 23 自衛噴霧装置が設けてあること。
- 24 次に掲げる取付品及び取付装置を備えてあること。
 - (1) ポンプ圧力計
 - (2) ポンプ連成計
 - (3) エンジン回転計
 - (4) エンジン油温計
 - (5) 赤色警光灯
 - (6) 電子サイレン(電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。)
 - (7) 照明灯
 - (8) 後退警報器
 - (9) 標識灯
- 25 【参考】 必要に応じて備える取付品及び取付装置は、主に次に掲げるもの等がある。
 - (1) 電動サイレン
 - (2) 真空計

- (3) ポンプ回転計
- (4) 流量計
- (5) 積算流量計
- (6) キャブチルト装置
- (7) オイルパンヒーター
- (8) ポンプアンダーカバー
- (9) 不凍液注入装置
- (10) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
- (11) 作業灯
- (12) 放水銃
- (13) ブースターリール
- (14) 水タンクヒーター
- (15) その他当該施設の基本設計の範囲内において必要な取付装置

2.6 積載品及び附属品としては、主に次に掲げるもの等がある。それらは、安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な取付装置を備えてあること。

品名	個数			備考
	I・II・III型	IV型	V型	
吸管	2	2	2	
吸口ストレーナー	2	2	2	
吸管ストレーナー	2	2	2	
吸管ちりよけかご	2	2	2	
吸管まくら木	2	2	2	
吸管ロープ	2	2	2	
消火栓金具	1	1	1	
消火栓開閉金具	1式	1式	1式	
吸管スパナ	2	2	2	
管そう	2	2	2	
ノズル	4	4	4	
放口媒介金具	4	6	8	
発泡筒先	2	2	2	
とび口	2	2	2	
金てこ	1	1	1	
剣先スコップ	1	1	1	
車輪止	2	2	2	
消火器	2	2	2	自動車用(ABC粉末6kg型)
ポンプ工具	1式	1式	1式	
ホース	10	10	10	
照明器具	1式	1式	1式	照明灯、発動発電機、三脚、コードリール等

(注)① ホース（結合金具を除く。）の規格は、「消防用ホースの技術上の規格を定める

省令（平成 25 年総務省令第 22 号）」によること。

- ② ホース、吸管、ノズル等の結合金具の規格は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号）」によること。
- ③ 吸管（結合金具を除く。）の規格は、「消防用吸管的技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 25 号）」によること。

【参考】必要に応じて備える積載品及び附属品としては、主に次に掲げるもの等がある。

品名	個数			備考
	I・II・III 型	IV 型	V 型	
タイヤチェーン	1 式	1 式	1 式	
分岐管	1	1	1	
ホースブリッジ	1 式	1 式	1 式	
ワイヤー	1	1	1	
おの	1	1	1	
ホースカバー	1 式	1 式	1 式	
スタンドパイプ	1	1	1	

- 27 化学消防ポンプ自動車は、必要に応じて、動力付ホース延長用資機材及び動力昇降装置、吸管巻取装置、積載はしご動力昇降装置、寒冷地特有の装置、放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）、空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置並びに圧縮空気泡消火装置等を装備することができるものであること。
- 28 化学消防ポンプ自動車は、日本消防検定協会または同等試験機関による評価適合品であること。